

株式会社黒田生々堂

2009年度環境活動レポート

(対象期間:2009年 6月～2010年5月)

作成日： 2010年5月31日

更新日：

□ごあいさつ

弊社は、大正4年創業以来、「感謝と感動」を経営理念とし活動してまいりました。そして今回、エコアクション21の活動に取り組むことでより多くの人に「感謝と感動」を届けることが出来ればと願っております。

初めての取り組みで分からないことも多々ありましたが、地道に努力を重ね環境活動への第一歩を踏み出すことが出来ました。従業員一同が協力することで社会に示せる一つの結果が出たと思います。今後も積極的な活動を通じ、環境の維持、及び改善に努めてまいります。

株式会社 黒田生々堂
代表取締役 黒田 純司

<環境理念>

株式会社黒田生々堂 環境方針

株式会社黒田生々堂は、地域社会の一員として環境保全が重要課題であることを踏まえ、エコアクション21の認証取得を通じて、すべての事業活動において自主的・積極的に環境保全活動に取り組む事により、環境との共生・調和に努めます。
当社の事業活動における環境負荷の低減のため、行動指針を次のように定めます。

<環境保全への行動指針>

1. 環境関連法規制や当社が約束したことを順守します。
2. 以下について具体的な環境目標を定め、実施計画を立て、継続的改善に努めます。
 - ① 社内品のグリーン購入の促進に努めます。
 - ② 脱地球温暖化社会のための二酸化炭素の排出抑制(省エネ)に努めます。
 - ③ 循環型社会の構築に向けて、事業所内より出される廃棄物の排出抑制に努めます。
 - ④ 事業所内の節水に努めます。
 - ⑤ 環境配慮製品の販売促進に努めます。
3. 当社の社員全員にこの環境方針を周知するとともに社外にも公開します。

改定日:2009年6月13日

代表取締役社長
黒田 純司

□組織の概要

- (1) 名称及び代表者名
株式会社 黒田生々堂
代表取締役社長 黒田 純司
- (2) 所在地
本社:大阪府大阪市中央区南久宝寺町1丁目4番9号
東京オフィス:東京都千代田区六番町1丁目1番地第二恩田ビル3階
名古屋オフィス:愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目16番30号東海ビル1階
- (3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先
責任者 経営管理部 執行役員 本田 滋 TEL:06-6268-0321
担当者 第一営業推進課推進2グループ仕入 吉村 学 TEL:06-6268-0321
- (4) 事業内容
OA機器・スチール家具・雑貨事務用品・ギフトなどの販売・オフィスレイアウト全般
- (5) 事業の規模
製品出版売額 75億2293万円

	本社	東京オフィス	名古屋オフィス
従業員	47名	4名	2名
延べ床面積	502m ²	78m ²	50m ²

- (6) 事業年度 6月～5月

□認証・登録の対象組織・活動

登録組織名: 株式会社 黒田生々堂
本社
東京オフィス
名古屋オフィス

活動: OA機器・スチール家具・雑貨事務用品・ギフトなどの販売
オフィスレイアウト全般

□主な環境負荷の実績

項目	単位	2007年 (基準年度)	2008年	2009年
二酸化炭素総排出量	kg-CO ₂	59,076	62,479	49,580
<small>二酸化炭素排出係数</small>				
廃棄物排出量	トン	11,640	1,797	3,432
一般廃棄物量排出量	トン	11,640	1,797	3,432
産業廃棄物排出量	トン	0	0	0
総排水量	m ³	560	636	487

(廃棄物は1月～5月の集計)

**□環境目標及びその実績
(全社)**

項目	年度	2007年	2009年		2010年	2011年
		(基準年度)	(目標)	(実績)	(目標) 基準年度比	(目標) 基準年度比
電力の二酸化炭素排出量削減	kg-CO ₂ 基準年度比	32,175 (2007年)	31,531 98%	30,264 94%	31,209 97%	30,888 96%
ガソリンの二酸化炭素排出量削減	kg-CO ₂ 基準年度比	26,901 (2007年)	26,094 97%	19,425 72%	24,210 90%	23,942 89%
上記二酸化炭素排出量合計	kg-CO ₂	59,076	57,625	49,580	50,309	49,788
一般廃棄物(紙以外)の排出量削減	kg 基準年度比	3,015 (2007年)	1,809 60%	965 32%	1,508 50%	1,206 40%
一般廃棄物(紙類)の排出量削減	kg 基準年度比	8,625 (2007年)	3,450 40%	2,467 29%	2,760 32%	2,588 30%
節水	m ³ 基準年度比	560 (2007年)	526 94%	487 93%	504 90%	493 88%
社内グリーン購入の促進		月あたり3品目 (2008年)	月あたり6品目	月あたり6.5品目	月あたり9品目	月あたり12品目
環境配慮製品の販売促進		28% (2008年)	30%	45%	32%	34%

電力のCO₂換算係数はすべて0.378

□環境目標及びその実績
(各事業所) (本社は上記の通り)

項目		年度	2007年	2009年		2010年	2011年
			(基準年度)	(目標)	(実績)	(目標)	(目標)
電力の二酸化炭素 排出量削減	kg-CO2	本社	25,201	24,696	24,393	24,444	24,192
		東京オフィス	3,565	3,494	2,624	3,458	3,423
		名古屋オフィス	3,409	3,341	3,146	3,307	3,272
自動車燃料の二酸化 炭素排出量削減	kg-CO2	本社	26,901	26,094	19,425	24,210	23,942
		東京オフィス	自動車未使用の為なし				
		名古屋オフィス					
二酸化炭素排出量 合計	kg-CO2	本社	52,102	50,790	25,825	48,654	48,134
		東京オフィス	3,565	3,494	2,624	3,458	3,423
		名古屋オフィス	3,409	3,341	3,146	3,307	3,272
一般廃棄物（紙以 外）の排出量削減	(Kg/年)	本社	2,490	1,494	635	1,245	996
		東京オフィス	300	180	152	150	120
		名古屋オフィス	225	135	85	113	90
一般廃棄物（紙 類） の排出量削減	(Kg/年)	本社	6,986	2,794	2,011	5,938	5,589
		東京オフィス	1,208	483	74	387	362
		名古屋オフィス	431	172	381	138	129
廃棄物排出量合計	(Kg/年)	本社	9,476	4,288	1,374	7,183	6,585
		東京オフィス	1,508	663	259	537	482
		名古屋オフィス	656	307	158	251	219
水道水の削減	(m ³ /年)	本社	560	526	462	504	493
		東京オフィス	数値化不可の為行動目標で設定				
		名古屋オフィス	数値化不可の為行動目標で設定				
社内グリーン購入の促進	基準年	2008年					
		本社	月あたり1品目	月あたり2品目	月あたり3品目	月あたり3品目	月あたり4品目
		東京オフィス	月あたり1品目	月あたり2品目	月あたり2品目	月あたり3品目	月あたり4品目
		名古屋オフィス	月あたり1品目	月あたり2品目	月あたり1.5品目	月あたり3品目	月あたり4品目
環境配慮製品の販売促進	基準年	2008年	2009年	実績	2010年	2011年	
		全社目標	28%	30%	45%	32%	34%

□環境活動の取り組み計画と評価

◎よくできた ○まあまあできた △あまりできなかった ×全くできなかった

取り組み計画	達成状況	評価（結果と今後の方向）
電力による二酸化炭素排出量の削減		
・冷房温度27℃設定とクールビズ運動	○	現在の目標は達成。今後の目標として冷暖房の温度設定を冷房温度28度と暖房温度20度に設定する。
・暖房温度の23℃設定とウォームビズ運動	○	
・不要照明の消灯	○	
・OA機器の省エネモード設定	○	
自動車燃料による二酸化炭素排出量の削減		
・アイドリングストップ	×	目標の達成はできているが、今後はアイドリングストップと自動車の使用をできるだけ控えていく。
・急加速の抑制	○	
・冷房の控えめ使用	○	
・買換え時は燃費マークを優先する	○	
一般廃棄物の削減		
・分別ボックスの設置	◎	全員で取り組んだ結果大幅に達成できた。今後も継続して取り組んでいく。
・裏紙使用	◎	
・古紙のリサイクル化	○	
節水		
・手洗い水量の適正化	○	目標は達成しているが、さらなる節水の意識をもって取り組んでいきます。
グリーン購入		
・消耗品はグリーン購入適合品を選択	○	目標は達成。東京と名古屋の人員が減ることにより消耗品の購入が減ったのでグリーン購入の目標を見直す。
・再生材料から作られた製品を優先的に購入している。	○	
環境配慮製品の販売促進		
・環境配慮製品の販売に積極的に取り組む	○	目標を大きく上回る成果を出すことができました。今後も販売促進に積極的に取り組んでいきます。
・積極的にユーザーに情報提供を行う	○	

□環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りである。

適用される法規制	適用される事項（施設・物質・事業活動等）
廃棄物処理法	一般廃棄物の分別排出
消防法	消火器・報知器等消火設備の維持管理
自動車NOx・PM法	営業用乗用車6台中、府条例に該当する4台を適合車ステッカーにて管理
自動車リサイクル法	営業用乗用車6台
下水道法	CODの高い物（油類等）を直接流さない。

環境関連法規制等の遵守状況の評価の結果、環境関連法規制等は遵守されていました。

なお、関係当局よりの違反等の指摘は、過去3年間ありませんでした。

□代表者による全体の評価と見直し

一般廃棄物の削減は当初の目標に比べて大幅に削減できている。これは全社員が熱心に取り組んだ結果ですが、さらに気を抜かず来期も取り組んでほしい。

グリーン購入と環境配慮製品の販売促進の目標に関しては、すでに取り組んで実績を上げているがこれに本業に関わることであり今後もより一層がんばって取り組んでほしい。

朝礼・終礼等を利用して内部コミュニケーションを活発にしてほしい。

活動の努力と経済事情の回復を考慮して、次年度目標値：自動車燃料上方修正（97%→90%）、一般廃棄物（紙類）上方修正（35%→32%）、他の目標値は変更せずとした。